

manacaを始めとする全国交通系ICカードの導入について

▽manacaを始めとする全国交通系ICカードの導入について

1. 対象路線

買い物循環線、わかくさ小金田線、わかくさ千足線、関上之保線、上之保関商工線、関板取線、牧谷線、岐阜板取線

2. 運賃の額

変更なし

3. 支払い可能な交通系ICカード

岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca、株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca、ならびにmanacaと相互利用可能な交通系ICカード

4. 実施予定日

令和6年3月2日（土）以降で運行事業者が定める日

▽manacaでの支払いに対する割引施策について

1. 対象路線

買い物循環線、わかくさ小金田線、わかくさ千足線、関上之保線、上之保関商工線、関板取線、牧谷線、岐阜板取線

2. 割引施策の内容

(1) ポイント付与（高頻度利用者割引）

割引額（ポイント付与額）

1ヶ月（暦日で毎月1日から月末）のmanaca利用額に対してポイント付与する。

(2) 乗継割引

割引額

第2乗車の運賃から、金額を割り引く。

3. 割引対象となる交通系ICカード

(1) ポイント付与（高頻度利用者割引）

株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca

(2) 乗継割引

岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca、株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca

4. 実施予定日

令和6年3月2日（土）以降で運行事業者が定める日

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）により、協議運賃にかかる取扱いが変更となりました。

コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは別の会議体で協議すること、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定されました。

下記の場合には運賃協議手続きが必要となりますのでご注意ください。

※中部運輸局管内での取扱いです。他の運輸局管内における取扱いは、管轄する各運輸支局までお問合せいただきますようお願いいたします。

記

1. 新たに協議運賃を適用する路線または区域（以下「協議路線等」という。）を設定して運行する場合
2. 既に運行している協議路線等とは別の経路・区域で協議路線等を設定して運行する場合
3. 既に運行している協議路線等における運賃を改定する場合

（路線定期運行または路線不定期運行のとき）

4. 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、停留所を新設（移設）する場合（ただし、停留所を移設する際、運賃に変更がない場合を除く）

（区域運行のとき）

5. 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、営業区域の新設（拡大）または運送の区間を新設する場合

※上記によらず、協議の要否についてご不明点があるときは、支局までご相談ください。

◎地域公共交通会議の協議につきましては、引き続きご利用ください。

- ・地域公共交通会議で協議が調うことで、特例が認められている事項や審査が弾力化（処理期間の短縮等）される事項の取扱いには、変更はありません。
- ・よりよい地域公共交通を目指すため、関係者間で地域の移動ニーズに合った公共交通サービスの議論を積極的に進められるよう、お願いいたします。

問
い
合
わ
せ
先

ご不明点は、管轄の運輸支局までご相談いただきますようお願いいたします。



国土交通省 中部運輸局

愛知運輸支局 輸送・監査担当（052-351-5312）

静岡運輸支局 輸送・監査担当（054-261-2898）

岐阜運輸支局 輸送・監査担当（058-279-3714）

三重運輸支局 輸送・監査担当（059-234-8411）

福井運輸支局 輸送・監査担当（0776-34-1602）